

茨木市介護保険事業者向け 説明会



令和元年9月25日
午後2時00分～3時30分
(予定)

茨木市立男女共生センター
ローズWAM ワムホール



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

本日の内容

- 1 介護保険事業者の指定・更新にかかる手数料の徴収について
- 2 茨木市の介護認定状況について
- 3 事業対象者の認定有効期間の廃止について
- 4 ケア倶楽部の活用と登録について
- 5 10月からの認定調査委託料の取り扱いについて
- 6 10月からの総合事業報酬改定について
- 7 茨木市の総合事業について
- 8 相談支援課からのお知らせ



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

1 介護保険事業者の指定・更新にか かかる手数料の徴収について

福祉指導監査課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

2 茨木市の介護認定状況について

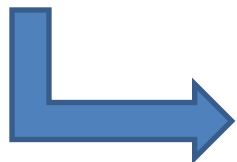
長寿介護課 認定係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

業務分析データより見えてきたこと



茨木市から厚生労働省に毎月送信している認定情報をもとに、厚生労働省から年2回、送られてくる分析データです

【認定率】

平成30年4/1(申請)～9/30(申請)

茨木市	【年齢補正值】	大阪府(平均)	全国(平均)
16.5%	18.7%	20.9%	18.1%



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

1. 認定率(第1号被保険者)

平成30年4/1(申請)～9/30(申請)

	認定者数	認定者に占める割合				認定率 (65歳以上人口に占める割合)			
		茨木市	茨木市	【年齢補正】	大阪府	全国	茨木市	大阪府	全国
(65歳以上人口)	66,526	-	-	-	-	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
■ 認定者	10,980	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(16.5%)	(20.9%)	(18.1%)	
■ 軽度認定者	5,585	(50.9%)	(55.0%)	(50.9%)	(47.9%)	(8.4%)	(10.7%)	(8.6%)	
■ 中重度認定者	5,395	(49.1%)	(45.0%)	(49.1%)	(52.1%)	(8.1%)	(10.3%)	(9.4%)	
要介護度区別	要支援1	1,586	(14.4%)	(16.3%)	(19.4%)	(13.9%)	(2.4%)	(4.1%)	(2.5%)
	要支援2	1,413	(12.9%)	(14.4%)	(14.8%)	(13.7%)	(2.1%)	(3.1%)	(2.5%)
	要介護1	2,586	(23.6%)	(24.3%)	(16.7%)	(20.2%)	(3.9%)	(3.5%)	(3.7%)
	要介護2	1,750	(15.9%)	(15.0%)	(17.2%)	(17.4%)	(2.6%)	(3.6%)	(3.1%)
	要介護3	1,422	(13.0%)	(12.2%)	(11.9%)	(13.2%)	(2.1%)	(2.5%)	(2.4%)
	要介護4	1,225	(11.2%)	(9.7%)	(11.1%)	(12.2%)	(1.8%)	(2.3%)	(2.2%)
	要介護5	998	(9.1%)	(8.2%)	(8.9%)	(9.3%)	(1.5%)	(1.9%)	(1.7%)

※認定者数・介護保険事業状況報告(暫定)(平成29年12月分)、65歳以上高齢者数:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成30年1月1日)

要介護1が多い

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

2. 申請件数

① 被保険者別申請件数

平成30年4/1(申請)～9/30(申請)

	茨木市	大阪府	全国
第1号被保険者	4,273 (97.6%)	195,669 (97.8%)	2,445,346 (97.6%)
第2号被保険者	103 (2.4%)	4,366 (2.2%)	58,403 (2.3%)
その他	0 (0.0%)	16 (0.0%)	676 (0.0%)
合計	4,376 (100.0%)	200,051 (100.0%)	2,504,425 (100.0%)



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

2. 申請件数

② 申請区分別申請件数

平成30年4/1(申請)～9/30(申請)

	茨木市	大阪府	全国
新規申請	1,857 (42.4%)	78,888 (39.4%)	907,236 (36.2%)
更新申請	2,093 (47.8%)	103,495 (51.7%)	1,398,481 (55.8%)
区分変更申請	426 (9.7%)	17,668 (8.8%)	198,708 (7.9%)
合計	4,376 (100.0%)	200,051 (100.0%)	2,504,425 (100.0%)

3. 意見書、調査、認定に係る期間

①意見書依頼から入手までの期間

平成30年4/1(申請)～9/30(申請)

	茨木市	大阪府	全国
データ入力件数	4,376 (100.0%)	200,050 (100.0%)	2,474,563 (98.8%)
平均値(日数)	16.5	13.2	15.8

 次なる茨木へ。
茨木には、次がある。

茨木市介護保険主治医意見書 作成用事前「問診票」

記入日:平成 年 月 日

茨木市介護保険主治医意見書作成用事前「問診票」

この問診票は、要介護認定に必要な主治医意見書を正確に記載することを目的としています。申請時点の日常の様子をわかる範囲でご記入いただき、意見書をお願いする主治医にお渡しください。

記入者				
	(申請者との関係:)			
申請者 氏名	(性別)	男・女	生年月日	明・大・昭 年 月 日
			(歳)	

1.現在、介護認定を受けていますか？あてはまるものに印をつけてください。

今回、初めて介護認定を申請する。
以前、介護認定を受けていたが認定期限が切れている。
現在、介護認定を受けている。(現在の要介護度に印をつけてください。)

要支援1 要支援2
要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

※現在、ご利用中の介護サービス全てに印をつけてください。

訪問介護(ヘルパー) 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護
その他()

2.他の先生・病弱にかかっていますか？ はい いいえ

「はい」の場合、あてはまる診療科全てに印をつけてください。

内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科
婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科
その他()

3.最も生活に支障をきたしている原因だと感じる病気や物忘れ症状などをご記入ください。

()
いつから

4.上記のほかに生活に支障を与えている病気などがあればご記入ください。

病気 いつから
 病気 いつから

※裏面もご記入ください

5.以下の選考の中で、記入日の14日以内に受けたものがあれば印をつけてください。

点滴 中心静脈栄養 透析 ストーマの処置 酸素療法
レスピレーター 気管切開の処置 疼痛の看護 経管栄養
モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) 褥瘡(床ずれ)の処置
カテーテル よくわからない

6.身体の状態についてお聞かせください。

①利き腕は？ 右 左
 ②身長は？ cm 最近測定していない
 ③体重は？ kg 最近測定していない
↳過去6ヶ月の体重変化 増加 維持 減少

7.日常生活上、身体に不自由を感じる点がありましたらご記入ください。

例：起床直後に右半身麻痺が現れている。入浴が湯引浴桶の範囲が狭いため、手足の濡れが止まらない。便座に座るときに膝に痛みを感じる。動作がぎこちない。動き始めの第一歩目が出にくい。床ずれが治らない など

8.日常の動作(移動)について、あてはまるものに印をつけてください。

①屋外歩行は？(杖や歩行器を使っている場合は、使用時の状況で判断してください。)
一人でできる 介助があればできる 外出をしない

②箸は？
使用していない 主に自分で操作している 主に介助者が操作している

③歩行補助具・装具(杖、歩行器など)を使用していますか？(複数選択可)
使用していない 屋外で使用 屋内で使用

9.食事行為について、あてはまるものに印をつけてください。

自分で食べることができる。見守りが必要だが、自分で食べることができる。
食事行為において、一部または全体的な介助を必要とする。

この問診票は個人情報保護法に基づき、他の目的に利用することはありません。ご協力ありがとうございました。 茨木市医師会・茨木市介護保険課

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

3. 意見書、調査、認定に係る期間

②調査依頼から実施までの期間

	茨木市	大阪府	全国
データ入力件数	4,376 (100.0%)	199,970 (100.0%)	2,495,575 (99.6%)
平均値(日数)	14.6	12.8	10.0



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

3. 意見書、調査、認定に係る期間

③申請から認定までの期間

	茨木市	大阪府	全国
データ入力件数	4,376 (100.0%)	200,051 (100.0%)	2,504,425 (100.0%)
平均値(日数)	38.2	36.8	36.9



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

3 事業対象者の認定有効期間の 廃止について



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

○有効期間廃止時期(予定)

令和元年11月1日から

○通知方法

【介護事業者】

ケア倶楽部で周知

【事業対象者】

10月中旬に、通知文、介護保険被保険者証
(有効期間がないもの)、返信用封筒(古い
介護保険被保険者証回収分)を同封し郵送

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

※10月末までの有効期間の方については、更新申請の手続きが必要。

11月末までの有効期間の方については、更新の必要はない。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

4 ケア倶楽部の活用と登録について



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。



茨木市 ケア倶楽部

このサイトについて | サイトマップ | Q&A | お問い合わせ | 文字サイズ | 検索 | 大

ホーム

お知らせ

ユーザー向け情報

介護ニュース

お役立ちノウハウ

お役立ち特集!

ユーザー一覧・掲示板

長寿介護課さん、おはようございます

[お役立ちリンク集](#) | [区役所開庁情報](#) | [茨木市長寿介護課ページへ](#)

- 9月06日 介護福祉士の養成校、外国人が倍増。入学者の3割に一定員の充足率も上昇。(Joint...)
- 9月04日 大島老健局長「ケアマネが自信を持てる環境作りに取り組む」。(Joint...)
- 9月03日 要介護認定者数、過去最多の641万人に。5割超が65歳以上。(Joint...)
- 9月02日 機能訓練の加算、今秋から実態調査。通所介護のアウトカム評価も見直し検討。(Join...)

サイト内検索

※対象はお知らせユーザー向け情報

ユーザー番号:

- [システム設定](#)
- [クッキーについて](#)

マイツール

ご利用者: [長寿介護課](#) ▼
[新しい利用者で参加する](#)
[マイ常設帳](#)
[公開掲示板](#)

動画チャンネル



お知らせ

[一覧を表示](#)

茨木市

みんなでさがそうsOS事業

- ** [19-08-21] 広域発見協力依頼(大原府東大原市) [重要](#)
- ** [19-08-15] 広域発見協力依頼終了のお知らせ(奈良市) [New](#)
- ** [19-08-13] 広域発見協力依頼(愛知県一宮市) [重要](#)
- ** [19-08-13] 広域発見協力依頼(三重県名張市) [重要](#)
- ** [19-07-05] 広域発見協力依頼終了のお知らせ(大原市) [New](#)
- ** [19-07-03] 広域発見協力依頼(高槻市) [重要](#)
- ** [19-06-25] 広域発見協力依頼終了のお知らせ(京都府) [New](#)



ユーザー向け情報

[一覧を表示](#)

【厚生労働省】情報

介護保険最新情報

- ** 19-08-30介護保険最新情報vol.738 [New](#)
- ** 19-08-26介護保険最新情報vol.737 [New](#)
- ** 19-08-15介護保険最新情報vol.736 [New](#)
- ** 19-07-29介護保険最新情報vol.735 [New](#)
- ** 19-07-24介護保険最新情報vol.734 [New](#)

社会保障審議会資料【介護給付費分科会】

- ** 19-08-30第18回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定補正・研究委員会(バーバーレス)資料 [New](#)
- ** 19-08-29第80回社会保障審議会介護保険部会

次なる
茨木へ。

5 10月からの認定調査委託料の 取り扱いについて



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

○改正後の取り扱い

介護保険認定調査を実施した日（以下「実施日」という）が、令和元年10月1日以降であった方に対して、改正後の消費税率を適用します。認定調査料請求日が令和元年10月1日以降であった場合でも、実施日が9月30日以前であれば、改正前の消費税率の適用となります。

○委託料

令和元年9月30日まで
3,240円



10月1日から
3,300円



19
なる
茨木へ。
がある。

○請求書

新様式の請求書は、10月1日以降に初めて依頼する認定調査依頼と合わせて送付いたします。10月以降分の請求については、新様式の請求書を使用してください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

6 10月からの 総合事業報酬改定について

長寿介護課 給付係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

令和元年10月報酬改定前後の総合事業給付費と自己負担

☆ 訪問型サービス(地域加算:10.7)

R1.9月まで

	単位数	金額	給付費	本人負担(1割)
週1回	1,168単位	12,497円	11,247円	1,250円
週2回	2,335単位	24,984円	22,485円	2,499円
週3回	3,704単位	39,632円	35,668円	3,964円



R1.10月から

	単位数	金額	給付費	本人負担(1割)
週1回	1,172単位	12,540円	11,286円	1,254円
週2回	2,342単位	25,059円	22,553円	2,506円
週3回	3,715単位	39,750円	35,775円	3,975円

☆ 通所型サービス(地域加算:10.45)

R1.9月まで

	単位数	金額	給付費	本人負担(1割)
週1回	1,647単位	17,211円	15,489円	1,722円
週2回	3,377単位	35,289円	31,760円	3,529円



R1.10月から

	単位数	金額	給付費	本人負担(1割)
週1回	1,655単位	17,294円	15,564円	1,730円
週2回	3,393単位	35,456円	31,910円	3,546円

☆ 介護予防ケアマネジメント(地域加算:10.7)

R1.9月まで

	単位数	金額	給付費
介護予防ケアマネジメント	430単位	4,601円	4,601円



R1.10月から

	単位数	金額	金額
介護予防ケアマネジメント	431単位	4,611円	4,611円

3
へ。

報酬改定に係る地域包括支援センター 重要事項説明書の取り扱いについて

利用者又はその家族へ以下の2点を説明し理解を得てください。
10月以降になる場合でも、**次回訪問時で構いません。**

- ①重要事項説明書に記載のある利用料4,601円は
令和元年10月から4,611円に改定になること。
- ②改定前も後も、利用者負担金額は0円であること。

利用者の署名・押印は不要ですが、担当ケアマネジャーまたは
地域包括支援センター職員は以上の説明を行った**日時・方法・
対象者を明確に記録**しておいてください。

厚生労働省通知(令和元年9月18日付介護保険最新情報VOL.740「令和元年度介護報酬
改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」)の対応とします。



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

7 茨木市の総合事業について



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

茨木市総合事業の概要

住み慣れた地域で、いつまでも元気で自分らしく
自立した生活を営むために、一人ひとりの状態に
合わせた事業やサービスを利用できる制度として
平成28年4月から、茨木市総合事業がスタート
しました。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

茨木市としての考え方

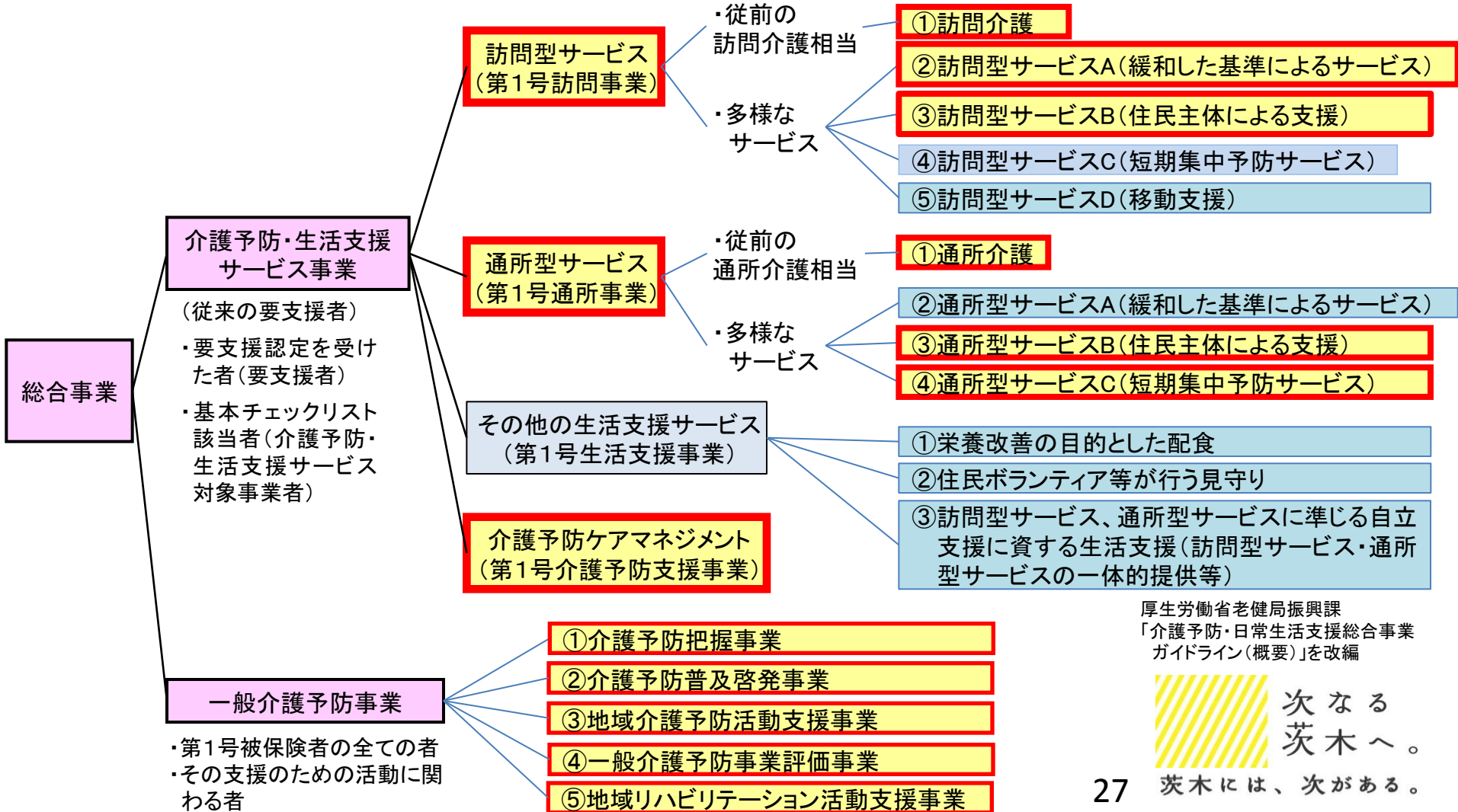
- 要介護状態の予防と自立に向けた支援
⇒ **介護予防の強化**
- 地域の多様な支え合いづくりの推進
⇒ **必要なサービスの創出**
- 共生社会の実現
⇒ **住み慣れた地域で暮らし続ける
ことのできる環境の整備**



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

令和元年度 茨木市の総合事業の構成



厚生労働省老健局振興課
「介護予防・日常生活支援総合事業
ガイドライン(概要)」を改編

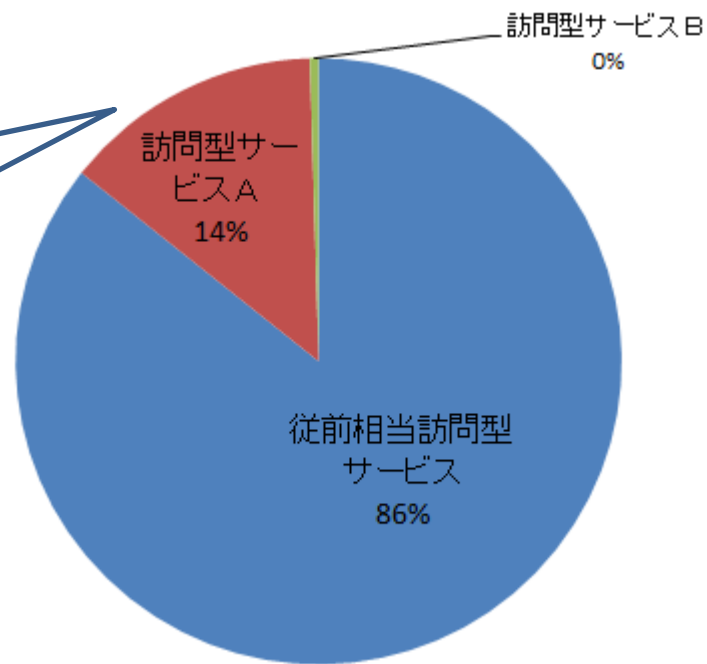


訪問型サービス比較その1

	従前相当サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスB
サービス対象者	①身体介護が必要な方 ②精神疾患や認知機能低下がある方 ③退院直後で専門的サービスが必要な方	従前相当サービスの①～③に該当しない方で、家族等の支援が受けられない方 （独居高齢者や高齢者世帯等） ※家族が遠方在住かどうかではなく、支援が可能か不可能かで判断すること。	
利用料	プラン及び負担割合による	220円/回 45分程度 (1～2回/週、 月10回まで)	150円/回 30分未満 (月10回まで) ★ ほかの訪問型サービスと併用する場合はその回数を差し引く
サービス提供者	介護保険事業者 ※ ヘルパーの資格あり	指定事業者 (R1.9月現在9か所) ※ 茨木市の認める養成研修を受講した方	NPO法人ナルク ※ ボランティア団体

訪問型サービス利用者割合 (令和元年7月利用分)

月に150人以上が訪問型サービスAを利用しています



次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

訪問型サービス比較その2

できる こんなサービスが利用できます

ホームヘルプサービス (旧介護予防相当サービス)

身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、同居家族の有無などにかかわらず利用できます。

- 利用者と一緒に調理



- 服薬の介助 (見守り)



- 着替の介助



- 生活必需品の買物の同行



- 食事の介助

- 清拭や入浴の介助

訪問型サービスA (基準緩和)

生活援助

国が定める生活支援

- 洗濯



- 日常の部屋の掃除 (見守り)



- 生活必需品の買物の代行 (酒・タバコは不可)



- 日常の食事の準備や調理



- ゴミ出し



- ベッドメイク



- 薬局での薬の受け取り (処方箋のあるもの)

訪問型サービスB (住民主体)

生活援助

茨木市が独自に定める生活支援

- 玄関等の清掃



- 窓、網戸の清掃



- 草取り



- 話し相手



- 花木の水やり



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

訪問型サービス比較その3

できない

こんなサービスは頼めません

× 利用者外出時に行うサービス



× 医療行為
(髭剃り、床ずれの処置など)

× 来客の応接
(お茶や食事の手配など)



× ペットの世話



× 留守番



× 自家用車の洗車や清掃



× 室内外の家屋の修理



× 利用者以外のための家事

家族全員分の食事の準備や洗濯、共有部分（風呂やトイレ等）や利用者以外の居室の掃除は、利用者以外のための家事にあたり、介護保険が利用できません。

× 金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受け取りなど、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取り扱いを頼むことはできません。トラブルの原因ともなりかねないので、現金や通帳などは本人または家族が管理しましょう。

※日常生活自立支援事業や成年後見制度が利用できる場合があります。

生活援助が利用できる場合

- ① 利用者が一人暮らしの場合
- ② 利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合
- ③ 利用者の家族等が②以外の事情により、家事が困難な場合

例 ● 家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合（上記の場合でも利用者以外のための家事はできません）

● 家族が仕事等で不在の時に、行わないと日常生活に支障をきたす場合

生活援助の利用を希望される場合は、ご家族の状況等を確認した上で、利用者の自立した生活に必要な援助かどうかの判断を行いますので、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

コミュニティデイハウス(通所型サービスB) 元気いっぱい教室(通所型サービスC) について

長寿介護課 介護予防係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

通所型サービス比較

	現行相当サービス	通所型サービスB (コミュニティデイハウス)		通所型サービスC
サービス対象者	医学的管理が必要で生活に支障を来す程度の機能低下があり、専門的な支援が必要な方	医学的管理が不要で生活に支障を来さない程度の機能低下があり、専門的な支援が不要な方	認定を受けていない元気な高齢者	入院等で一時的に体力が低下している人(生活不活発な状態)
サービス内容	生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、健康管理、食事、入浴、送迎など	食事、健康管理・機能訓練 必要に応じて 趣味活動・創作活動、レクリエーション、送迎、入浴	運動器機能向上、趣味活動・創作活動、食事の提供、健康チェック等	日常生活の自立を目指すための運動器の機能向上(およそ3か月の期間での集中訓練)
利用料	プラン及び負担割合による	1~5回/週 1回の利用時間に応じた利用料(50円/時間程度)と食事・趣味活動等の実費	それぞれで利用料・食事代は異なる	無料
サービス提供者	介護保険事業者	コミュニティデイハウス (市内13か所)		明治スポーツプラザ

通所型サービスB(コミュニティデイハウス)

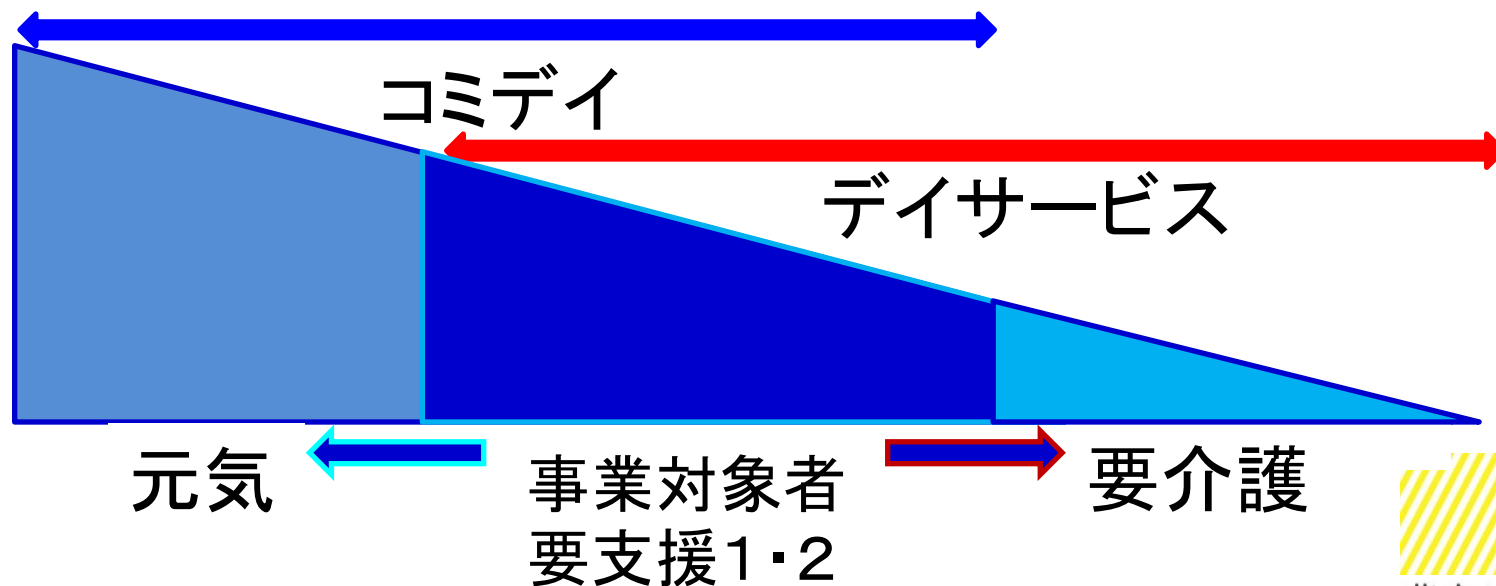
コミュニティデイハウス(通称コミデイ)とは？

- ① 住民主体による
地域の高齢者の居場所
介護予防の拠点



②対象：おおむね65歳以上の一般高齢者、および事業対象者、要支援1・2の認定を受けてる方

元気高齢者との共生型



次なる茨木へ。
茨木には、次がある。

③自宅に近い住居環境



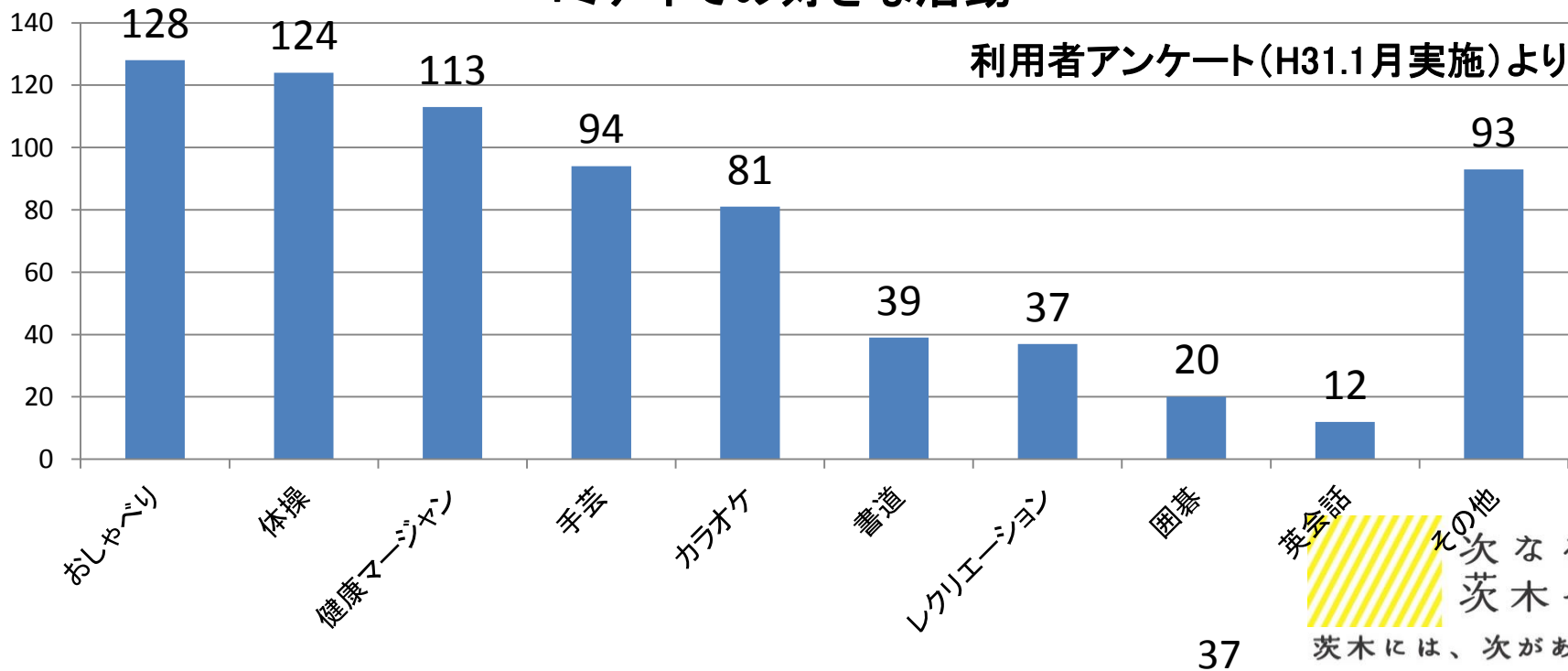
次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

④活動内容

●趣味活動 ●介護予防 ●昼食の提供

コミデイでの好きな活動



趣味活動



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

介護予防



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

昼食の提供



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

⑤送迎・入浴

コミデイにて実施の有無
が異なります。



詳しくはコミュニティデイハウス紹介冊子
をご覧ください



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

総合事業は、茨木市独自事業です。

茨木市の総合事業は、みなさんと協力してすすめていくものです。

ぜひ、茨木市の高齢者のみなさんとそのご家族が安心して暮らせるように、

「必要な人に 必要な時に 必要な制度を」
提供できるよう、その仕組みづくりに
ご協力ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

8 相談支援課からのお知らせ

相談支援課 相談一係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。